

信託の会計に関する一考察

木 下 浩 和

目 次

はじめに

第1章 信託の会計

第2章 信託の会計ルール

第1節 実務対応報告第23号 信託の会計処理に関する実務上の取扱い

第2節 実務対応報告第30号 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

第3章 資産流動化・証券化と会計

第1節 概要

第1項 資産流動化・証券化のメリットおよび論点

第2項 資産のオフバランス化の基本的考え方

第2節 財務構成要素アプローチに基づく消滅の認識要件を巡る問題

第1項 消滅の認識要件の概要

第2項 倒産隔離要件の有無

第3項 ローン・パーティシペーションの是非

第4項 金融商品の譲渡に伴う回収サービス業務（回収サービス権）の会計処理

おわりに

はじめに

2004年12月の信託業法の改正・施行に引き続き、2006年12月に約80年ぶりに改正された信託法が2007年9月30日より施行された。これで、信託の基本法の両輪である信託法と信託業法の改正が出揃ったことになる。¹⁾

新信託法は、①当事者の私的自治を基本的に尊重し、旧法の過度に規制的なルールを改め、受託者の義務内容を適切な要件のもとで

合理化、②受益者のための財産管理制度としての信頼性を確保するため、受益者の権利行使の実効性・機動性を高める規定や制度の整備、③多様な信託のニーズに対応するため、新たな類型の信託の制度を創設、の3つのポイントがあるが、このなかで、③の新たな類型の信託として、自己信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託（目的信託）などが創設されたこともあり、信託を利用した租税回避行為に対応するため、信託税制の大幅な見直し²⁾が2007年度税制改正で行われた。

実務においては、法律改正が行われても、経済合理性の観点から、税制や会計制度が整備されていないければ、新たな信託スキームを活用することが困難であり、³⁾ また、信託では、信託財産の移転および運用費用や損益の帰属を生じさせるため、信託の委託者、受託者、受益者の各当事者にとって、信託規制だけではなく、信託を巡る課税関係および会計処理がどのようになるかが重要な関心事項となる。⁴⁾

そこで、本論文では、信託の会計に焦点をあて、諸々の論点を整理し考察することにより、現行の信託の会計処理の問題点を明らかにすることを目的とする。⁵⁾

以下、第1章では、信託の会計と題し、信託の会計について考察する際の前提となる信託の定義、信託法について述べるとともに、信託の会計の概要について説明する。

第2章では、信託の会計ルールと題し、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」および第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する

実務上の取扱い」を取り上げ、当該ルールの諸々の論点を整理し考察を行う。

第3章では、委託者会計の側面から鑑みれば、自己の資産を信託財産とする際にどのような会計処理をすべきか（資産の認識を中止⁶⁾すべきか）ということが主たる問題であると考えられるため、⁷⁾ 資産流動化・証券化と会計と題し、金融資産の消滅要件の概要を説明するとともに、わが国の金融商品会計基準にて採用されている、財務構成要素アプローチに基づく消滅の認識要件を巡る問題について検討・考察を行う。

第1章 信託の会計

本章では、信託の会計について考察する際的前提となる信託の定義、信託法について述べるとともに、信託の会計の概要について説明する。

1. 信託の定義

信託とは、信託する者（委託者）が、信託を引き受ける者（受託者）に、ある一定の目的（信託目的）に従って、信託財産を管理・運用・処分してもらう制度であり、その核心は財産管理機能にある。⁸⁾ なお、民法には、他人に財産を管理してもらう制度として、代理や寄託という制度があるが、信託がこれらの制度と根本的に異なるのは、代理や寄託では財産権はあくまで本人に帰属したままなのに対し、信託は財産権自体が委託者から受託者に移転することであり、それだけに信託制度における受託者の責任は重く、受託者の信頼性がきわめて重要となる。⁹⁾

また、信託について、直接に利害関係または権利義務関係をもつ者を信託関係者と呼ぶが、前述の委託者、受託者の他に、信託の利益を享受する者（受益者）も存在し、この受益者の存在が、きわめて信託制度にとって重要である。なぜなら、代理や寄託の効果は、原則として、代理や寄託を依頼した者に帰属するのに対して、信託の場合は、第三者を受益者とするこ

ができるからである。¹⁰⁾

前述のとおり、わが国では、財産管理制度として、信託のほかに民法上の代理や寄託という制度があるが、管理の対象となる財産権を受託者に移転その他の処分を行い、受託者の名義で管理・処分する点で、信託は他の制度と大きく異なることとなる。すなわち、信託は、信託財産を受託者の名義にしてしまうことから、信託法では、信託財産が受託者の固有財産と区分され、独立の財産として管理されるよう種々の特別の規定が設けられている。また、信託の設定にあたり、委託者は受託者に対して、財産管理の目的や方法を指示することができるが、受託者はこれに従わなければならない。¹¹⁾

2. 信託法

信託法では、第13条（会計の原則）において、「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」と定められている。¹²⁾

しかし、信託の会計が従うべき一般に公正妥当と認められる会計の慣行とはどのようなものかはこれだけでは明らかではなく、会社法と異なり、企業会計の慣行とは明文化されていないが、信託法では、信託が単なる財産管理スキームを超えて事業体としての活用も想定されていることから、信託の類型によっては企業会計の慣行も含まれるであろうし、また、従来主に合同運用・集団信託に適用されてきた超保守主義のいわゆる信託慣行会計も当てはまるものと思われる。¹³⁾

さらに、信託法から委任された各条項のうち、計算（会計処理）について定めた規定として、信託計算規則が制定された（当初2007年5月15日に法務省民事局参事官室から信託計算規則案として公表され、パブリックコメントの手続きを経て、7月4日に法務省令第42号として正式に公表された）。¹⁴⁾

なお、企業会計基準委員会に置かれた「特別目的会社・信託専門委員会」の中で、法務省の担当者が、信託法第13条の信託の会計とは、

受託者会計を指すとしている。¹⁵⁾

3. 信託の会計

(1) 概要

信託の会計については、受託者として信託財産をどのように経理処理するかという受託者会計と、受益者あるいは委託者として信託をどのように経理処理するかという受益者会計あるいは委託者会計の2つの側面があるが、¹⁶⁾ 本論文では、受益者会計および委託者会計について検討していく。¹⁷⁾

企業会計基準委員会が実務対応報告を公表する前は、包括的に信託の会計について定めた会計基準等は存在せず、金銭の信託やその他の金融資産の信託の会計処理については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という。)や日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」という。)に基づいて行われており、また、不動産の信託の会計処理については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に基づいて行われており、それぞれ部分的にカバーしているに過ぎなかった。¹⁸⁾

そこで、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、改正信託法による新たな種類の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにするために、2007年8月2日、企業会計基準委員会から実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表された。

しかしながら、当該実務対応報告は、委託者が当初受益者となるもの(いわゆる自益信託)を前提としており、受益者の金銭拠出を伴う場合を除き、委託者以外の第三者が当初受益者となるもの(いわゆる他益信託)は対象としていない。¹⁹⁾

(2) 信託受益権の貸借対照表上の科目表示の問題

信託法は、受益者の権利保護と、受託者の義務履行を中心に規定を設けており、受益者は、受託者に対して信託の利益を享受する権利を有する者として、受託者との間において、債権者と債務者の関係が生じると考えられていることから、受益者は、債権者として、債務者たる受託者に対して、信託の利益を享受する権利、いわゆる信託受益権を享受することとなる。²⁰⁾

そこで、設定された信託財産(信託受益権)を、受益者の貸借対照表においてどのように表示するかは、評価基準や評価方法にも影響を与えることが考えられることから、きわめて大きな問題となる。²¹⁾

たとえば、金融商品取引法上の有価証券に含まれるものは、流通市場における信託受益権の移転・譲渡を予定していることから、信託財産の内訳を計上するのではなく、信託受益権または有価証券として貸借対照表上表示することが望ましいが、1980年代後半のバブル経済時代に隆盛をきわめたファンド・トラスト、特定金銭信託等の証券信託および土地信託については、当初は特に規定がなく、総額法ともいべき信託財産明示法と、純額法ともいべき信託受益権法の2つの処理が行われていた。²²⁾

これを仕訳として表すと以下のとおりとなる。²³⁾

[証券信託の仕訳]

信託財産を金銭で拠出し、信託財産の運用で、株式と債券を取得し、余裕金を銀行預金で運用しているとする。

・証券信託・信託財産明示法
 (借方) 信託株式 ×××
 信託債券 ×××
 信託預金 ×××
 (貸方) 現金 ×××
 ・証券信託・信託受益権法
 (借方) 証券信託受益権 ×××
 (貸方) 現金 ×××

〔土地信託の仕訳〕

信託財産として土地を拠出し、さらに信託財産として建物を建設するために信託として長期借入れを行い、信託財産中の土地の上に建物を建設し、余裕金は銀行預金で運用しているとする。

・土地信託・信託財産明示法

(借方)	信託建物	×××
	信託土地	×××
	信託預金	×××
(貸方)	土地	×××
	現金	×××
	信託長期借入金	×××

・土地信託・信託受益権法

(借方)	土地信託受益権	×××
(貸方)	土地	×××
	現金	×××

以上、これらの仕訳を見てみると、証券信託の場合は、信託財産明示法であろうと、信託受益権法であろうと、信託財産の合計額が、信託受益権という一つの勘定科目か、個々の信託財産の構成物で区分表示されるかの違いで、受益者ないし委託者の貸借対照表で表示される金額が変わることはないが、一方、土地信託で、信託財産内で長期借入れを行う場合は、信託財産明示法と、信託受益権法では、受益者ないし委託者の貸借対照表で表示される金額が異なることとなる。すなわち、土地信託・信託財産明示法では、個々の資産・負債項目が相殺されず、両建表示されるのに対し、土地信託・信託受益権法では、資産と負債が相殺されて純額表示されることとなる。この場合は、貸借対照表の注記事項として、信託財産の内容を開示しなければ、外部からは、信託財産中に長期借入金が存在することが分からないこととなる。²⁴⁾

なお、金融商品会計基準第24項では、運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く。）は、当該信託財産の構成物である金融資産および金融負債について、金融商品会計基準により

付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理すると規定され、この文言からは、証券信託については、いわゆる純額法ともいべき信託受益権法しか認められないとの解釈がなされているが、本規定は運用目的の金銭の信託（証券信託のことをいう。）について述べただけで、他の資産を信託財産とする信託受益権については、何ら規定されていないとされていることから、信託財産（信託受益権）の貸借対照表上の科目表示の問題について、いまだ、信託の会計は明確なルールが規定されていないと考えざるを得ない。²⁵⁾

前述の通り、信託財産（信託受益権）を、受益者の貸借対照表においてどのように表示するかは、評価基準や評価方法にも影響を与えることが考えられ、きわめて大きな問題となる以上、科目の例示や、科目表示の考え方について、何らかのルールを策定すべきものと考えらる。²⁶⁾

第2章 信託の会計ルール

本章では、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」および第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を取り上げ、当該ルールの諸々の論点を整理し考察を行う。

第1節 実務対応報告第23号 信託の会計処理に関する実務上の取扱い

1. 概要

改正信託法等を踏まえ、2007年8月2日、企業会計基準委員会から実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表された。

本実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、改正信託法による新たな類型の信託について必要と考えられる会計処理を明らかにしたものである。²⁷⁾

内容的には、委託者兼受益者の会計処理を

[委託者兼受益者の会計処理 (Q1 ~ Q7)]

信託設定時の財産の種類	委託者兼当初受益者	
	単数	複数・合同運用
金銭	Q1	Q2
金銭以外・もの	Q3	Q4

事業の信託	Q5
目的信託	Q6
自己信託	Q7

資料出所：鯖田豊則 (2007c), p. 32

7ケース, 受託者の会計処理を1ケースの全8ケースをQ & A方式で説明している。

2. 金銭の信託

Q1 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託の会計処理

一般に運用を目的とするものと考えられており, 信託財産である金融資産や金融負債については, 金融商品会計基準および金融商品会計実務指針に基づき会計処理する。²⁸⁾

金融商品会計基準第24項では, 運用を目的とする金銭の信託 (合同運用を除く。) に対する会計処理だけを規定しており (「当該信託財産の構成物である金融資産および金融負債について, 本基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし, 評価差額は当期の損益として処理する」と規定されている。), 運用以外の目的の場合の会計処理の規定を設けていない。²⁹⁾

金銭の信託は, 運用以外の目的であることが客観的に判断することができない場合には運用目的と推定されるとはいえ, 運用以外の目的である場合が想定される以上, その会計処理の規定を設けるべきと考える。³⁰⁾

Q2 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託の会計処理

合同運用の金銭の信託などが該当し, 原則として, 有価証券または有価証券に準じて会計処理を行うこととなるが, 預金と同様の性格を有する合同運用の金銭の信託 (投資信託を含む。) は, 取得原価をもって貸借対照表価額とする。³¹⁾

3. 金銭以外の信託

Q3 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託の会計処理

金銭以外の有価証券や不動産の信託が該当し, 基本的に財産を管理する目的が多いが, 近年は流動化目的のものも多い。³²⁾

受益者は, 原則として, 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされており, このため, 信託設定時に, 委託者兼当初受益者において損益は計上されない。また, 期末時は, 受益者は, 信託財産のうち持分割合に相当する部分を受益者の貸借対照表における資産および負債として計上し, 損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する方法 (総額法) によることとなる。³³⁾

金融商品会計実務指針では, 信託される金融資産は多様であり, 金銭でも有価証券でもない金融資産 (貸付金, 保証金等) の信託受益権の評価方法を示す必要があるため, その場合には, 信託を実体のある事業体として考える, い

いわゆる「信託実体アプローチ」によるべきか、信託財産構成物の直接保有を擬制する、いわゆる「信託導管アプローチ」によるべきか、という2つの考え方が論点となったとしている。この論点の検討において、企業が自ら保有する金融資産を委託者兼受益者として信託した場合のように、信託受益権が単独の場合には、信託導管アプローチによって受益権を評価することが適切であるとしている。また、受益者が複数であっても、受益権の性質が単一であれば、信託財産に対する持分に応じて、信託導管アプローチによって評価することが適切であるとしている。他方、受益者が多数の場合には、信託財産の部分的直接保有を擬制した評価が困難なことも考えられるため、このような場合には、信託実体アプローチを行うこととしている。³⁴⁾

以上、信託を実体のない導管とみなして信託財産の直接保有を擬制する「信託導管アプローチ」に基づき、受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うが、この場合、信託設定時には特段の会計処理は不要となる。

前述の信託の定義に基づく、信託の設定に伴い、信託財産の財産権は受託者に移転するものの、それは信託契約に基づく信託目的によるもので、経済実質上はあくまで、委託者ないし受益者に、信託財産に係る収入および支出が帰属することから、信託財産の実質上の所有者は、委託者ないし受益者である。

したがって、信託導管アプローチの考え方では、直接保有している財産と同様に会計処理すれば足りることとなるが、実質的に保有しているといっても、信託行為により、保有形態は変わっていることから、保有者の債権者は、直接、信託財産に権利行使して差し押さえなどを行うことができない以上、委託者ないし受益者が財産を直接保有している場合と、信託した場合では、異なる会計処理が要請されると考えるべきである。³⁵⁾

Q4 委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託の会計処理

信託設定時の会計処理としては、金銭以外の財産（ただし、事業とはならない資産に限る。）について委託者兼当初受益者が複数である信託を設定した場合、当該信託の設定は共同で現物出資により会社を設立することに類似するものであるため、現物出資による会社の設立における移転元の企業の会計処理（企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」第31項）に準じて、当該委託者兼受益者が当該信託について支配することも重要な影響を及ぼすこともない場合には、原則として、移転損益を認識する。³⁶⁾

決算時の会計処理としては、受益者は、自己が保有していた財産を信託し、その財産に対応する受益権を受け取った場合には、受益権を信託に対する有価証券の保有とみなして会計処理する。これに対し、各委託者兼当初受益者が、共有していた財産を信託し、その財産に対応する受益権を受け取る場合のように、委託者兼当初受益者が複数であっても、それぞれにおける経済的効果が信託前と実質的に異なる場合には、信託実体アプローチに基づき会計処理する。この場合、信託財産の持分相当額を総額法で財務諸表に取り込むことが原則であるが、それらに重要性が乏しい場合には、貸借対照表および損益計算書の双方について持分相当額を純額で取り込む方法（純額法）によることができる。³⁷⁾

4. 新たな類型の信託

Q5 事業の信託の会計処理

新信託法では、金銭その他の財産の信託と同時に債務の引受けを組み合わせることににより、これらから構成される事業自体の信託を行うのと同様の状態を作り出すことが可能となった。これを事業の信託というが、その会計処理については、基本的にこれまでの信託と違いはない。³⁸⁾

事業の信託は金銭以外の信託にあたることか

ら、委託者兼当初受益者が単数または複数である場合に準じて会計処理することとなる。

Q6 受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）の会計処理

信託契約によってなされた受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）については、委託者がいつでも信託を終了できるなど、通常の信託とは異なるため、原則として、委託者の財産として処理する。

Q7 自己信託の会計処理

新信託法において、自ら信託財産の管理等をすべき旨の意思表示を書面等によってする方法による自己信託が定められた。

自己信託は、委託者が受託者となるという点に特徴があるが、その会計処理は、基本的に他者に信託した通常の信託と相違ないと考えられており、委託者兼受託者である自らのみが当初受益者となる自己信託においては、金銭の信託または金銭以外の信託で、委託者兼当初受益者が単数の場合に準じて、会計処理を行うこととなる。

なお、実務対応報告第23号Q7において、「受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年以上継続した場合、信託は終了する（新信託法第163条第2号）ため、委託者が自己信託し、かつ、その受益権の全部につき自らが当初受益者となるときには、通常、受益権の一部又は全部を信託設定後に売却することとなると考えられる。」「委託者が自己信託した場合には、通常、受益権の一部又は全部を信託設定後に売却することになると考えられる。このため、受益権を売却していないときでも、通常、売却を前提とした会計処理を行うことが適当である。」との記述を徹底しようと考えれば、例えば、事業信託を自己信託した場合、「(借方) 信託受益権××× (貸方) 事業×××」というような仕訳（もちろん、「事業」は、個々の資産・負債項目として記帳する必要がある。）、すなわち、前述の純額法ともいべき信託受益権

法にて会計処理した方が簡便であると思われる。^{39) 40)}

第2節 実務対応報告第30号 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

1. はじめに⁴¹⁾

ESOPとは、Employee Stock Ownership Planの略で、広義では、従業員が自社株式を取得する仕組みである。

歴史的にみれば、1974年、アメリカで、企業年金受給者の権利を保護するためのERISA（従業員退職所得保障法）が制定され、それに基づいて、自社株を投資対象とする税制適格型の確定拠出年金制度が開発された。これをESOPと呼び、企業の拠出による資産を自社株式で運用し、その多寡によって将来の給付価値が決定される仕組みとして広く普及している。

日本では、2000年代に、このESOPの「自社株式を投資対象とする」という部分に注目して、当初は従業員持株会の活性化という視点で、日本の法律や規制の下、金融機関が仕組みの開発を始めたことから、日本における従業員が自社株式を取得する仕組みを総称して日本版ESOPと呼ぶようになった。

2. 日本版ESOPのスキーム

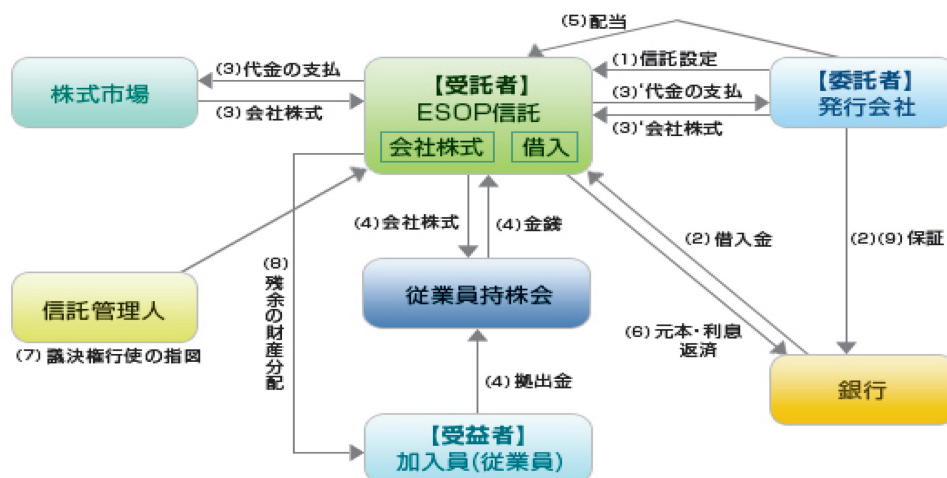
(1) 概要⁴²⁾

日本版ESOPのスキームは、大きく「従業員持株会型」と「受給権型（株式付与型ともいう）」の2つに分類される。

いずれにおいても信託を活用するスキームであり、信託を通じて従業員持株会または従業員に自社株式を交付する取引であることが特徴である。

(2) 従業員持株会型のスキーム⁴³⁾ (図1参照)

従業員持株会型のスキームは、導入企業（委託者）が信託を設定し、受託者たる信託は導入企業や市場等から取得した株式を、毎月従業員



資料出所：三菱UFJ信託銀行「従業員インセンティブプラン『従業員持株ESOP信託』のご案内」
同社ホームページより

図1 従業員持株会型ESOP信託の基本的なスキーム

が参加する従業員持株会（受益者）に対し、定期的に従業員持株会に拠出された金銭で譲渡可能な株数だけ、時価で譲渡するスキームである。

従業員持株会型のスキームは、既存の従業員持株会を活用することに特徴があり、また、信託が株価下落等の要因で債務超過となったとしても、信託終了時の損失補てんは導入企業による債務保証の履行等により行われることから、従業員および従業員持株会が負担することはない。

(3) 受給権型のスキーム⁴⁴⁾ (図2参照)

受給権型のスキームは、導入企業（委託者）が信託を設定し、受託者たる信託は導入企業や市場等から取得した株式を、受給権がある従業員（受益者）に対し、その従業員が保有するポイントに応じて交付するスキームである。従業員持株会型と同様に、当該スキームにおいても、導入企業により信託費用の負担等が行われることから、従業員の負担はない。

受給権型のスキームにおいては、受益者が受給権を得る時点の相違により、在職給付型と退職給付型の2つに分けられる。在職給付型で

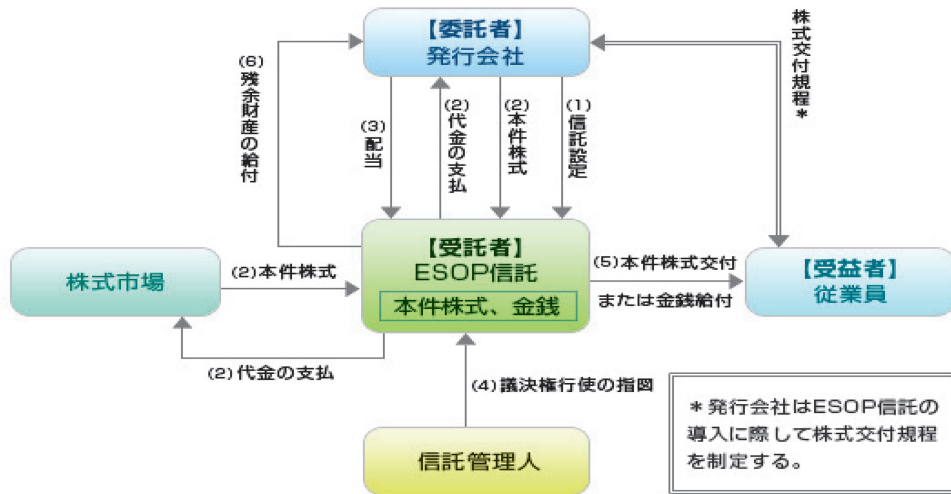
は、在職期間の毎年、または信託期間終了時に従業員に対し自社株式が交付される。一方、退職給付型では、従業員の退職時に自社株式が交付される。すなわち、受益者たる従業員に対して、業績に連動した株式報酬型のインセンティブを与えることができることから、在職給付型は賞与の補完制度として、退職給付型は退職給付の補完制度として位置付けられる。

在職給付型・退職給付型のいずれにおいても、各社が定める株式給付規程等に基づき、従業員にポイントが付与され、当該ポイントに応じて信託から従業員に自社株式が割り当てられる。

3. 会計処理

(1) 日本版ESOPの会計処理に関する統一的な見解⁴⁵⁾

日本版ESOPのスキームについて、これらの会計処理に関する明確な定めがなかったため、同様と思われるスキームであっても会計処理にばらつきがみられるようになっていたことから、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引の会計処理および開示について、現状行われている実務を踏まえ、当面、必



資料出所：三菱UFJ信託銀行「従業員インセンティブプラン『株式付与ESOP信託』のご案内」
 同社ホームページより

図2 受給権型ESOP信託の基本的なスキーム

要と考えられる実務上の取扱いを明らかにすることを目的として、企業会計基準委員会は、2013年12月25日に実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（以下、当該節において「本実務対応報告」という。）を公表した。

(2) 対象取引の範囲（本実務対応報告第2項～第4項）⁴⁶⁾

- ① 従業員への福利厚生を目的とする取引でなければならない。
- ② 従業員が、信託行為に定められた要件を満たすまで受給権を有しない他益信託⁴⁷⁾として設定され、受益者が現に存しない間は、受益者のために権利を行使する信託管理人を選任する（信託法第123条第1項）取引が想定されている。
- ③ 委託者である企業は、信託の変更をする権限を有している（委託者である企業が信託管理人および受託者の同意を得た場合に、本信託契約を変更することができる場合を含む）。
- ④ 本実務対応報告は、現状における実務のば

らつきを縮小することを目的としたものであるため、現在行われている典型的な取引を対象としている。このため、前述の「従業員持株会型取引」および「受給権型取引」に該当しない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。

(3) 「従業員持株会型取引」の会計処理（本実務対応報告第5項～第9項）⁴⁸⁾

① 総額法の適用

対象となる信託が「委託者が信託の変更をする権限を有していること」および「企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められないこと」の2つの要件をいずれも満たす場合には、期末において総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する。

第一に、「委託者が信託の変更をする権限を有していること」の要件について、ESOPでは法律上の要請から、委託者である導入企業の権限をなるべく抑えるように設計する必要があることから、通常、委託

者における信託の変更権限は、あくまで信託管理人および信託受託者の同意を要するものとされている。⁴⁹⁾ この点、税務上での「みなし受益者⁵⁰⁾」においては、他の者との合意による信託の変更権限も含まれることが明記されていたが（法人税法施行令第15条第2項）、会計上では具体的な明記がなされておらず、実務上の解釈で運用されていたが、今回、本実務対応報告脚注5において、『「委託者である企業は、信託の変更をする権限を有している」には、委託者である企業が信託管理人及び受託者の同意を得た場合に、本信託契約を変更することができる場合を含む。』と明記がなされ、疑問点の一つが解消されている。⁵¹⁾

第二に、「企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められないこと」の要件について、従業員持株会型と受給権型の商品性が違うことか

ら、経済的効果をどのように捉えるかが論点となっていた。この点、「従業員持株会型」では信託の借入金に導入企業が債務保証を行っていること、「受給権型」では導入企業への労働サービスの提供の対価として、従業員に信託財産である自社の株式が交付されることを考えると、導入企業に追加的に労働サービスが提供され、当該サービスを導入企業が消費することにより、信託財産の経済的効果が企業に帰属する側面もあると考えられることから、双方とも当該要件を満たすものと明記されるに至った。⁵²⁾

なお、本実務対応報告では、信託における損益が最終的に従業員に帰属する点を考慮し、次の通り、「期末における総額法等の会計処理」を定めている。⁵³⁾

②「期末における総額法等の会計処理」の留意点

②「期末における総額法等の会計処理」の留意点

項目	留意点
①信託に残存する自社の株式 (信託から従業員持株会または従業員に交付していない株式)	信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により株主資本において自己株式として計上。信託における帳簿価額に含められていた付随費用は、②の信託に関する諸費用に含める。
②信託における損益 ・信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益 ・信託が保有する株式に対する企業からの配当金 ・信託に関する諸費用	左記の損益の純額が 正の値となる場合：適当な科目を用いて負債に計上 負の値となる場合：適当な科目を用いて資産に計上
③企業が信託終了時における信託の資金不足を債務保証の履行により負担する可能性がある場合	企業会計原則注解（注8）に従い、負債性の引当金の計上の要否を判断する。
④自己株式の処分および消却時の帳簿価額の算定	企業が保有する自己株式と信託が保有する自社の株式は、法的な保有者が異なるため、それらの帳簿価額は通算しない。
⑤企業が信託に支払った配当金等の企業と信託との間の取引	相殺消去を行わないものとする。

③自己株式処分差額の認識時点⁵⁴⁾

信託による企業の株式の取得が、企業の保有する自己株式を処分する方法により行われる場合、企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」5項との整合性を踏まえ、信託からの対価の払込期日に自己株式の処分を認識する。

(4)「受給権型取引」の会計処理（本実務対応報告第10項～第15項）⁵⁵⁾

①総額法の適用

「従業員持株会型取引」の場合と同様に処理する。

②自己株式処分差額の認識時点

「従業員持株会型取引」の場合と同様に処理する。

③従業員へのポイントの割当等に関する会計処理

本実務対応報告では、商品性を区別することなく、信託への資金拠出時の株価を用いるのではなく、簡便的に、「信託が自社の株式を取得したときの株価」を用いて、従業員に割り当てられたポイントに対応する費用および引当金を計上する。⁵⁶⁾

(5)開示等（本実務対応報告第16～第18項）

本実務対応報告の対象となる取引を行っている場合、取引の概要等に係る注記、1株当たり情報に関する注記および株主資本等変動計算書に関する注記等を連結財務諸表および個別財務諸表に注記することを求めている。

4. 本実務対応報告における会計処理への疑問

他益信託の対象となるESOPの所有財産（信託財産）については、信託が満期で終了する場合も、何らかの理由で途中で終了する場合も、当該財産に対して導入企業が受益権を持つことは無いにもかかわらず、総額法の採用により、ESOPの所有資産（信託財産）を導入企業がたかも直接保有しているのと同様の会計処理に

なることから、ESOPの所有財産（信託財産）は、導入企業が直接保有している自己財産と同列に取り扱われることとなる。⁵⁷⁾

前述の通り、本実務対応報告において、委託者である導入企業は、信託の変更をする権限を有しており、かつ、信託財産の経済的効果が導入企業に帰属する側面があるとはいえ、信託財産の委託者からの法的独立性を鑑みれば、当該財産に対して導入企業が受益権を持つことは無い以上、導入企業が帰属権利者（信託法第182・183条⁵⁸⁾）ではなく、かつ、当該信託の借入金について導入企業が行っている保証債務の公正価値を合理的に算定し、負債として認識できるのであれば、ESOPの所有財産（信託財産）は、ESOP信託が自己株式を取得した時点で、導入企業の貸借対照表上には認識しない、いわゆるオフバランス処理で会計処理することが適当であると思われる。⁵⁹⁾

第3章 資産流動化・証券化と会計

委託者会計の側面から鑑みれば、自己の資産を信託財産とする際にどのような会計処理をすべきか（資産の認識を中止すべきか）ということが主たる問題であると考えられる。

わが国の信託は、投資のための手段として、商事・営業信託が主流となって発展したという流れから、近年では、資産流動化・証券化を目的とする信託の利用が増加している。すなわち、資産流動化・証券化においては、仕組み上の媒体（SPVないしピークル）として、会社形態（株式会社、旧・有限会社、合同会社、特定目的会社等）のSPCのほか、信託（特定目的信託を含む）が広く用いられており、流動化・証券化スキームの大半に、何らかのかたちで、信託が利用されている。^{60) 61)}

そこで、本章では、金銭資産の流動化・証券化の場合を取り上げ、資産流動化・証券化と会計を巡る諸問題に関して考察を行う。

第1節 概要

第1項 資産流動化・証券化のメリットおよび論点

オリジネーターと呼ばれる原資産所有者（譲渡人）にとって、資産流動化・証券化のメリットとして、資金調達手段の多様化、資金調達コストの低減等と並び、企業会計上、流動化対象資産を自らの貸借対照表から切り離せるという、いわゆるオフバランス効果を得られることが挙げられ、このオフバランス効果により、オリジネーターは、貸借対照表のスリム化以外にも、財務の効率性を示すROA（総資産利益率）、安全性を示す自己資本比率の改善といった財務比率の向上や、損益の早期確定などを図ることができる。⁶²⁾

以上のことから、企業会計上、オリジネーターからのオフバランスが認められるための要件は何かという点が、実務上重要な問題となる。

このような問題は、通常、①オリジネーターの個別財務諸表において、資産の消滅の認識がなされるかどうか、②オリジネーターの連結財務諸表において、譲受人となる特別目的事業体（SPE）が連結対象となるかどうか、という二つの論点があるが、本論文では①について検討していく。⁶³⁾

第2項 資産のオフバランス化の基本的考え方

資産のオフバランス化の基本的考え方には、「リスク・経済価値アプローチ」と「財務構成要素アプローチ」という2つのアプローチが存在する。

「リスク・経済価値アプローチ」とは、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

「財務構成要素アプローチ」とは、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

第2節 財務構成要素アプローチに基づく消滅の認識要件を巡る問題

第1項 消滅の認識要件の概要

資産の評価基準については、企業会計原則に定めがあるが、金融資産に関しては、原則として、金融商品会計基準が優先して適用される。

金融資産のオフバランス処理について同基準によると、①金融資産の保有者が、その契約上の権利を行使したとき、②契約上の権利を喪失したとき、③契約上の権利に対する支配が他に移転したときのうち、いずれか一つの要件を満たした場合には、金融資産の消滅の認識が行われることになる。ここで問題となるのは上記③の要件である。

証券・金融市場の発達に伴う金融資産の流動化・証券化の進展により、金融資産の譲渡においては、譲渡後でも、譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係を保持し続ける場合があり、金融債権等の資産流動化においては、対象となる資産を、多数当事者間で、将来キャッシュフローの流入、債権回収サービス権および回収コスト、信用リスクおよび期限前償還リスクなどといった、各財務構成要素に分解して取引するということが行われることがあり、このような取引に対しては、財務構成要素アプローチに基づいて各要素に分解し、残っている要素は流動化のオリジネーター等の原債権者に残し、移った要素をオフバランス化するという考え方のほうが、実態に適合していることから、金融資産の譲渡に係る消滅の認識について、わが国では財務構成要素アプローチを採用している。⁶⁴⁾

このように、財務構成要素アプローチを採用したうえで、金融商品会計基準においては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて充たされた場合とすることとした。

- ①譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること
- ②譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できる

こと

- ③譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していないこと

最初の要件として、金融商品会計基準では、譲渡人に倒産等の事態が生じても、譲渡人やその債権者等が、譲渡された金融資産に対して、請求権等のいかなる権利も有しないことが必要であり、そのうえで、譲渡された金融資産が、譲渡人およびその債権者等の請求権の対象となるかどうかについては、法的な観点から判断されることとなる。

このような譲渡資産の法的な保全は、オリジネーターの倒産に対する法的な倒産隔離性に相当する条件を、金融資産の消滅の認識に係る会計上の要件としても、同様に求めるものである。仮に、金銭債権の流動化スキームにおいて、倒産隔離が不十分な状況で、譲渡人（オリジネーター）が倒産した場合には、譲受人（SPV）の立場は、譲渡人に対する一般債権者または担保権者の扱いとなることから、譲渡人の倒産手続に際し、原債務者への請求権の直接的な行使に制約を受けることになる。したがって、譲受人は、原債務者の信用リスクに加えて、譲渡人の信用リスクも負担していることになるため、このような場合には、会計上においても、譲渡資産に対する譲渡人の支配が継続していると考えられるからである。⁶⁵⁾

次の要件として、譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息または配当により、投下した資金等のほとんどすべてを回収できるなど、譲渡された金融資産のほとんどすべてを回収できるなど、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できることが必要である。

なお、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、金融商品会計実務指針では支配の移転が認められる譲渡制限を限定列挙していることから、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できることを制約するような譲渡制限とは、かな

り限定的な場合に留まると考えられるものの、そもそも譲渡制限があるために支配の移転が認められない場合がどのようなものなのか、必ずしも明確とはなっていない。⁶⁶⁾

最後の要件として、譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していないことが必要であり、買戻権を有している場合には、金融取引（金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様となる取引）となる。

しかし、譲渡人に買戻権がある場合でも、譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができる場合には、譲渡人は、当該金融資産を自由に処分しても、市場から取得して戻すことができ、また、譲渡金融資産を市場からいつでも取得することができない場合でも、買戻価格が買戻時の時価であるときは、譲受人は、第三者に売却する場合と同額の現金を得ることができることから、これらの場合には、当該金融資産に対する支配が移転していると考えられる。⁶⁷⁾

第2項 倒産隔離要件の有無

資産譲渡に係る認識中止の要件として、倒産隔離性を求めるか否かという点については議論がある。

宮田慶一氏は、倒産隔離がなされていない場合、譲渡人の破綻に伴い、譲受人は譲受資産に係る便益を得ることができなくなることから、倒産隔離がなされていない以上、譲受人は譲受資産に係る便益のすべてを譲り受けていることにはならないが、倒産隔離が十分なされていないスキームにおける資産譲渡については、通常、こうした譲渡人の倒産リスクを反映した譲渡価格が設定されており、譲渡人が引き続き留保する部分は、倒産隔離がある場合とそうでない場合の譲渡価格の差として表せるはずであるから、資産の譲渡人は当該公正価値相当の負債を認識すれば足りるものとし、倒産隔離がなされていない場合には、一切、譲渡資産の認識中止を認めないという会計処理は、譲渡人における過剰資産、譲受人における過小資産の認識と

いう意味で適切ではなく、以上のことから認識中止の要件として倒産隔離性を求めるべきではないと主張されている。⁶⁸⁾⁶⁹⁾

しかし、現代の企業会計では、資産は経済的便益を提供する潜在能力（サービス・ポテンシャルズ）を持つ経済的資源であると定義するのが通説となっており、⁷⁰⁾ さらに、わが国の企業会計基準委員会が2006年12月に公表した「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」では、資産は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」（『構成要素』第4項）であり、ここにいう支配とは、「所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態」（『構成要素』脚注(2)）を指しており、また、経済的資源とは、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」（『構成要素』脚注(2)）を指している⁷¹⁾ことから、経済的資源あるいはそれがもたらす経済的便益が資産の本質であるといえる。⁷²⁾

そして、金融資産とは、現金、持分商品および取引相手先から現金またはその他の金融商品を受け取る契約上の権利もしくは交換を要求できる契約上の権利であり、最終的には保有者にキャッシュインフローをもたらすもの、⁷³⁾ すなわち金融資産の本質である将来キャッシュフローの契約性を鑑みると、契約は金融商品取引の根源であり、当該契約に起因して法的権利に裏付けされた将来キャッシュフローが発生し、また、将来キャッシュフローの排他独占性の確保は法的強制力からもたらされることから、上記資産の本質との整合性についても問題は無いと考える。⁷⁴⁾

また、資産および金融資産の本質から倒産隔離性の必要性を考えれば、仮に資産を譲り受けた後に、譲渡人等によって当該資産に係る将来キャッシュフローが奪われる、または減殺される可能性があるれば、資産概念そのものが危うくなる。⁷⁵⁾

以上のことから、金融資産の本質は契約に起因する法的権利とした場合、倒産隔離性は必要

と考える。倒産隔離性が確保されていない状況での金融資産の譲渡は、譲受人が当初に期待する将来キャッシュフローの獲得能力を著しく不安定とするものであり、資産に係る経済的便益の排他独占性を確保する上で、金融資産に係る経済的便益が奪われる、または減殺を招くような倒産隔離の要件の不備は認められないと思われる。⁷⁶⁾

第3項 ローン・パーティシペーションの是非

ローン・パーティシペーションとは、金融機関等からの貸出債権に係る権利義務関係を移転させずに、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原貸出債権の原債権者から参加者に移転させる契約である。

ローン・パーティシペーションは、財務構成要素アプローチによる金融資産の消滅要件を満たさないものの、金融商品会計基準第42項の経過措置により、わが国の商慣習上、債権譲渡に関して債務者の承諾を得ることが困難な場合において、債権譲渡に代わる債権流動化の手法として広く利用されていることから、リスク・経済価値アプローチの下で一定の要件を満たすものに限り、経過措置として当分の間認めるものとしている。⁷⁷⁾

日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」では、以下のすべての要件を満たす場合、債権譲渡として扱うものとして、参加利益の対価の受取時に、原債権者が有する原貸出債権のうち参加割合に相当する部分を参加者に売却したものとして会計処理するものとしており、一般的にリスク・経済価値アプローチを認めると、リスクと経済価値の移転の判断基準が明確でなく、曖昧なオフバランスが行われるおそれがあることから、当該要件をすべて満たしたものに限り認めたものと考えられる。⁷⁸⁾

①貸出参加の対象となる原債権がローン・パーティシペーション契約上個別に特定されており、参加割合について、原債権の貸出条件（返済期日、利率等）と同一の条件が原債権

者と参加者との間にも適用されること。

- ②原債権者が、参加利益の売却により、原貸出債権に包含されている将来の経済的利益を実質的に全て享受することができる権利を放棄しており、かつ、原債権者は参加利益の対象である原貸出債権から生じるいかなる理由による損失についてもリスクを負わないこと。
- ③ローン・パーティシパシオン契約において、原債権者は、参加者に対する参加利益の買戻しの義務を負っておらず、かつ、原債権者に対し、当該参加利益を再購入する選択権が付与されていないこと。

このような経過措置が設けられたのは、財務構成要素アプローチが比較的新しい考え方であり、債権等の流動化の実務がアメリカほど発達していないわが国の実態を踏まえ、財務構成要素アプローチが利用できるような流動化手法が定着するまでは、現在の商慣習を尊重すべきであると考えられていたからであり、⁷⁹⁾ 債権譲渡が一般化している現在の状況下においては、経過措置は廃止すべき時期に来ているものと思われる。⁸⁰⁾

第4項 金融資産の譲渡に伴う回収サービス業務⁸¹⁾ (回収サービス権) の会計処理

財務構成要素アプローチが採用されている理由が示すように、金融資産については取引の実質的な経済効果を財務諸表に反映することが望ましいといわれているが、例えば、金融資産の消滅において、回収サービス業務の認識をする場合、留保した業務収益部分が通常得べかりし収益を上回る差額を資産とし、それを下回る部分を負債として認識することとなる。⁸²⁾

1. 規定

金融商品会計実務指針における、金融資産の譲渡に伴い譲渡人が回収サービス業務を留保した場合に適用される、金融資産の消滅の認識時の財務構成要素の残存部分と新たな資産・負債の判定基準および会計処理に関する規定(金融商品会計実務指針第30項、第36項、第37項お

よび第39項)を整理すると、回収サービス権は残存部分であり、譲渡部分の時価と残存部分の時価で金融資産の消滅直前の帳簿価額を按分し、譲渡原価と残存部分の簿価を計算する。そして、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合には、按分計算により残存部分に配分した金額をもって回収サービス業務資産の計上価額を決定し、実際の収益が通常得べかりし収益を下回る場合には、下回る部分の時価を新たに発生した回収サービス業務負債として認識することとなる。⁸³⁾

2. 回収サービス業務契約に基づく回収サービス権の資産性の有無

伊藤眞教授は、譲渡人が債権譲渡時に引き受ける回収サービス業務契約は、サービス提供契約であることから金融商品ではなく、また、その報酬は一般的なサービス業と同様であり、サービサー市場で取引を熟知した独立第三者間で契約が成立する場合、標準的な利益を含む標準的な回収サービス業務の対価をもって、回収サービス業務の提供により収益を認識するとともに、契約の決済条件に基づき現金を回収するものであるとし、そして、譲渡人が回収サービス業務を引き受けた際の収益は、債権譲渡と同時に行われる回収サービス業務契約締結時において将来、サービス提供を行う結果発生するはずの収益であり、また、そのサービス提供のために発生する費用は将来、サービス収益に応じて発生し、そのサービス提供期間に費用計上するものである以上、当該取引は将来事象である、と述べられている。⁸⁴⁾

以上のことから、契約時にはサービスを提供する義務とそのサービスを提供したならば合意された現金を受け取る権利が存在するものの、両者は同じ価値であり、会計上認識すべき回収サービス業務自体の価値はいまだ存在していないと考えられることから、回収サービス業務の報酬(回収サービス権)が通常得べかりし収益(適正な報酬)と等しい契約である場合には、その価値は会計上ゼロと考えられる、と伊藤眞

教授は結論付けている。^{85) 86)}

しかしながら、譲渡人が債権譲渡時に引き受ける回収サービス業務契約に基づく回収サービス権は、将来のキャッシュ流入の管理・回収業務を通じて、将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部または一部を受け取る権利に該当するものであり、⁸⁷⁾ 前述の資産の本質、すなわち経済的資源あるいはそれがもたらす経済的便益（キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉）に合致することを重視すべきであることから、回収サービス権が通常得べかりし収益（適正な報酬）と等しい契約であるか否かに関わらず、資産として認識すべきと考えることが相当と思われる。

3. 金融商品会計実務指針第39項の文言の曖昧さ

金融商品会計実務指針第30項によると、回収サービス権は金融資産の財務構成要素の1つであるとしており、その文言からは、譲渡人が金融資産の譲渡に伴って回収サービス業務を留保した場合には、回収サービス権を有するものと解釈できる。

しかしながら、金融商品会計実務指針第39項では、「実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合には、第37項に従って残存部分である回収サービス業務資産の計上価額を決定し、実際の収益が通常得べかりし収益を下回る場合には、下回る部分の時価を新たに発生した回収サービス業務負債として認識する。」とあり、この文言では、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益と等しい場合には、残存部分である回収サービス権を回収サービス業務資産として認識する必要がないと考えるべきなのか、また、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合においても、通常得べかりし収益と等しい部分とその収益を上回る部分を区別して認識すべきなのか、判断に窮する。⁸⁸⁾

藤田啓司教授が、「財務構成要素アプローチにより、金融資産の消滅において、回収サービス業務資産負債を認識することとなった。その

場合の資産は、留保した業務収益部分が通常得べかりし収益を上回る差額であり、負債は、それを下回る部分である。このような観念的な会計処理の実行性は疑問である。金額の重要性判断からオフバランスとなれば、結果的には全面オフバランスとなる。⁸⁹⁾」と述べられているように、現状の曖昧な規定では会計処理の実行性が覚束なくなることから、金融資産の消滅に伴う回収サービス業務資産又は負債の認識について、具体的な規定の作成を行うべきものと考ええる。

おわりに

本論文では、信託の会計に焦点をあて、諸々の論点を整理し考察することにより、現行の信託の会計処理の問題点を明らかにしてきたが、それでは、今後どのような展開を行っていくべきであろうか。

やはり、信託は信託財産の委託者からの法的独立性を備えた財産の管理または処分の制度であるという特徴がある以上、その特徴をふまえた上での会計処理を行うべきと考える。

自益信託の側面から鑑みると、具体的には、実務対応報告第23号の取扱いにもあるように、信託受益権が各委託者兼当初受益者からの財産に対応する経済的効果を実質的に反映している場合には、原則として信託財産を直接保有する場合と同様の処理を行うことは適当であると思われるが、その場合には信託受益権(信託財産)であることの科目表示の徹底もしくは何らかの信託を行ったという事実が分かるような注記をすべきであると思われる。⁹⁰⁾

前述の通り、信託財産を実質的に保有しているといっても、信託行為により、保有形態は変わっていることから、保有者の債権者は、直接、信託財産に権利行使して差し押さえなどを行うことができない以上、財務諸表利用者にとって信託受益権(信託財産)であることを明示することは有益なものと考ええる。

また、実務対応報告第23号の取扱いにもあ

るように、各受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難である場合には、信託受益権を当該信託に対する有価証券の保有とみなして評価することとなるが、この場合には、金融商品会計基準等に基づき、信託を構成する資産および負債を時価評価することによる評価替えの実施、すなわち有価証券としての評価の徹底並びに信託であることの注記を行う必要があるものと考ええる。⁹¹⁾

そして、現行の実務対応報告第23号を、当該信託の特徴を主眼として、再度構築すべきではなからうか。⁹²⁾⁹³⁾

一方、他益信託であるESOP信託について、

当該信託の特徴を踏まえた場合には、ESOPの所有財産（信託財産）に対して導入企業が受益権を持つことは無い以上、導入企業が帰属権利者ではなく、かつ、当該信託の借入金について導入企業が行っている保証債務の公正価値を合理的に算定し、負債として認識することを条件として、ESOPの所有財産（信託財産）は、ESOP信託が自己株式を取得した時点で、導入企業の貸借対照表上には認識しない、いわゆるオフバランス処理で会計処理する方向で、現行の実務対応報告第30号の見直しを図るべきと考ええる。

注

- 1) 鯖田豊則 (2008a), p. 134
- 2) 鯖田豊則 (2008a), p. 134
- 3) 鯖田豊則 (2008a), p. 134
- 4) 根田正樹・矢内一好・天野佳洋 (2007), はじめに
- 5) 信託を連結の範囲に含めるか否かの論点については、本論文では取り上げない。
- 6) 本論文では、「オフバランス処理」「オフバランス化」「認識の中止」「消滅の認識」を区別せず、同じ意味で用いることとする。
- 7) 弥永真生 (2011), p. 87
- 8) 鯖田豊則 (2007a), p. 3
- 9) 鯖田豊則 (2007a), p. 3
- 10) 鯖田豊則 (2007a), p. 3
- 11) 鯖田豊則 (2007a), p. 6
- 12) 「最近の新しい法律である会社法431条『株式会社会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする』や、同法614条『持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする』に準じた規定と考えられる。」鯖田豊則 (2008a), p. 149・150
- 13) 鯖田豊則 (2008a), p. 150
- 14) 鯖田豊則 (2008a), p. 150
- 15) 橋上 徹 (2007), p. 321
- 16) 鯖田豊則 (2007a), p. 89
- 17) 「受託者の会計に関しては、信託法において『信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。』(法13)との規定がおかれ、さらに、受託者の分別管理義務(法34)を前提に、帳簿書類等・保存義務(法37①④)や、受益者等に対する報告義務(法37②③)が定められている。これらに関連して、平成19年7月4日に信託計算規則(法務省令第42号)が公布され、また、平成19年9月26日には、社団法人信託協会から『受益証券発行信託計算規則』が公表されている。企業会計基準委員会の実務対応報告においても、受託者の会計に関する規定はおかれているが、信託計算規則、受益証券発行信託計算規則に基づいた帳簿書類・計算書類の作成が、受託者の会計の主要なテーマとなっている。」濱田 桂 (2007), p. 130
- 18) 高橋 研 (2007年), p. 78
- 19) 「委託者会計は、信託財産を拠出した人の会計である。すなわち、自己の固有財産と、信託として委託した財産を区分する会計処理を行う。受益者会計は、信託につき利益を受ける、つまり受益を認識する会計処理である。通常、委託者=受益者である自益信託がほとんどであるため、委託者会計と受益者会計は同様となる。しかし、受益者の一部でも委託者とは異なる他益信託においては、委託者会計と受益者会計は異なることになる。」鯖田豊則 (2008a), p. 148
- 20) 鯖田豊則 (2007a), p. 95
- 21) 鯖田豊則 (2007b), p. 459
- 22) 鯖田豊則 (2007b), p. 459
- 23) 鯖田豊則 (2007a), p. 96・97
- 24) 鯖田豊則 (2007a), p. 97

- 25) 鯖田豊則 (2007b), p. 461
- 26) 鯖田豊則 (2008b), p. 36
- 27) 一般社団法人信託協会ホームページ (2015年12月10日閲覧). http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust03_15.html
- 28) 鯖田豊則 (2007c), p. 32
- 29) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 209・210
- 30) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 208
- 31) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 213
- 32) 鯖田豊則 (2007c), p. 33
- 33) 小宮山賢 (2015), p. 149
- 34) 小宮山賢 (2015), p. 146・147
- 35) 鯖田豊則 (2007a), p. i・ii
- 36) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 215
- 37) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 215
- 38) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 216
- 39) 弥永真生 (2011), p. 97
- 40) なお、実務対応報告第23号Q7において、自己信託においては、委託者兼受託者が自己の固有財産として受益権の一部または全部を保有していることから自己の貸借対照表に計上されることとなる自己信託の信託財産に属する資産について、追加情報として、その貸借対照表計上額および自らが委託者兼受託者である自己信託の信託財産に属する旨の注記を行うことが適当である、との記述がある。
- 41) 人事実務編集部インタビュー (2014), p. 32
- 42) 浅井哲史 (2014), p. 10
- 43) 浅井哲史 (2014), p. 10
- 44) 浅井哲史 (2014), p. 11
- 45) 早川和宏 (2014), p. 23
- 46) 早川和宏 (2014), p. 23・24
- 47) 「信託目的の1つである利益の帰属者により、自益信託と他益信託に区分される。自益信託は委託者兼受益者で、委託者が自己の利益のために信託を設定する。他益信託は委託者が自分以外の第三者を受益者として信託を設定する。」鯖田豊則 (2007a), p. 17
- 48) 早川和宏 (2014), p. 25
- 49) 葉玉匡美・生瀬雅志 (2010), p. 16
- 50) 「信託財産の受益者 (受益者としての権利を現に有するものに限る) 等は、その信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益および費用は当該受益者の収益および費用とみなして、法人税法等を適用する (法人税法第12条第1項, 所得税法第13条第1項)。また、この受益者には、信託の変更権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされる者 (「みなし受益者」, 法人税法第12条第2項) も含まれる。」山田誠一郎・手塚 誠 (2014), p. 30
- 51) 松澤大和 (2014), p. 22
- 52) 松澤大和 (2014), p. 22
- 53) 早川和宏 (2014), p. 25
- 54) 早川和宏 (2014), p. 25
- 55) 早川和宏 (2014), p. 25・26
- 56) 松澤大和 (2014), p. 23
- 57) 渡部 潔 (2009), p. 69
- 58) 「信託法は、残余財産の帰属について明示している。すなわち、信託行為において残余財産の給付を受けるために指定された受益者、つまり残余財産受益者に帰属させるのが原則である。また、信託行為をもって、残余財産受益者以外に残余財産が帰属すべき者を指定してもよい。残余財産受益者もしくは指定帰属権利者がおらず、または該当者が権利放棄した場合、残余財産は委託者またはその承継人に帰属する。以上によっても帰属先が決まらない場合は、残余財産は清算受託者に帰属することとなる。」大久保拓也 (2007), p. 157
- 59) 弥永真生 (2010), p. 15～17
- 60) 高橋正彦 (2009), p. 285・286
- 61) 「資産流動化・証券化において信託が多用されていること背景には、次のように、SPVとしての信託の様々なメリットがある。①信託は、通常、委託者・受託者間の契約によって成立する仕組みであり、会社形態のSPCを設立・維持する場合に比べ、実務負担・コストが軽い。②信託財産の独立性 (受託者の固有財産からの区別) などにより、委託者 (オリジネーター)・受託者からの倒産隔離性を確保しやすい。③信託の「パススルー課税」の原則により、SPV (受託者)・投資家 (受益者) 段階での二重課税を回避できる。④信託受益権の設計により、リスク・リターン柔軟な分配・移転が可能である。⑤資産管理や仕組みの維持等に関し、実質的にはペーパーカンパニーに過ぎないSPCの場合と異なり、受託者である信託銀行等の専門的な能力に依存できる。」高橋正彦 (2009), p. 286
- 62) 高橋正彦 (2009), p. 183
- 63) 高橋正彦 (2009), p. 183
- 64) 高橋正彦 (2009), p. 189・190

- 65) 高橋正彦 (2009), p. 190・191
 66) 高橋正彦 (2009), p. 195・196
 67) 高橋正彦 (2009), p. 197・198
 68) 宮田慶一 (2004), p. 68
 69) 「もちろん、破綻時にどのようなキャッシュ・フローが予想されるのかという情報は、特に債権者にとっては重要であろう。しかし、債権者に対する情報提供の重要性については異論がないにしても、債権者の直面するペイオフは、株主のそれとは異なるものであり、時価情報等の債権者が必要としている情報を無理に財務諸表に取り込む場合、株主にとっても債権者にとっても不十分な情報しか提供されないというリスクもあろう。したがって、債権者に対する情報提供は、少なくとも注記、できれば、債権者を対象とした別の報告体系を新たに検討し、この中で提供されるべきではなからうか。」宮田慶一 (2004), p. 69
 70) 石川鉄郎 (2013), p. 225
 71) 齋藤真哉 (2011), p. 87
 72) 石川鉄郎 (2013), p. 226
 73) 吉田康英 (2003), p. 82
 74) 吉田康英 (2003), p. 258
 75) 吉田康英 (2003), p. 259
 76) 吉田康英 (2003), p. 260
 77) 伊藤 眞・萩原正佳編著 (2009), p. 69
 78) 多賀谷充 (1999), p. 36
 79) 多賀谷充 (1999), p. 35・36
 80) 伊藤 眞 (2013), p. 250
 81) 「証券化において、金融機関は貸付債権を特別目的事業体 (SPE) に譲渡し、SPEはその貸付債権を裏付けにリスクとリターンの異なる複数の証券を発行する。証券化を実行する目的は、規制資本および資金調達コストの節約、資金調達源および収入源の拡大等である。SPEは、証券化対象貸付債権を金融機関またはその債権者から分離し、発行する証券の信用力を向上させ、投資商品としての魅力を高める重要な役割を果たす。SPEの業務内容は定款および契約等で限定されており、譲り受けた貸付債権を管理回収する能力を有しておらず、その業務をサービサーに委託する必要がある。金融機関は顧客との関係を維持するために引き続きこの業務を行う場合が多い。証券化の成功はサービサーの回収サービス業務能力に依存している。」ロアン・コマン (2005), p. 120
 82) 藤田敬司 (2004), p. 21
 83) 伊藤 眞 (2013), p. 327
 84) 伊藤 眞 (2013), p. 323・324
 85) 伊藤 眞 (2013), p. 324
 86) 伊藤 眞教授は、回収サービス権を以下のように定義している。
 「金融資産の財務構成要素を構成するものは、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合の上回った部分のキャッシュ・フロー (金利の一部) であって、この現在価値である時価がサービス資産であり、これを回収サービス権というのかもしれない。」伊藤 眞 (2013), p. 329
 87) 金融庁 (2005), p. 1
 88) 伊藤眞教授は、金融商品会計実務指針第39項について以下の矛盾を述べられている。
 「金融商品会計実務指針第30項にあるように回収サービス権が金融資産の財務構成要素の一つであるならば、譲渡人が金融資産の譲渡に伴い回収サービス業務を保留すると、回収サービス権を有することとなる。しかし、これは、金融商品会計実務指針第39項の実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合に、残存部分であるサービス資産の計上金額を計算することと矛盾する。」伊藤 眞 (2013), p. 327・328
 89) 藤田敬司 (2004), p. 21
 90) 鯖田豊則 (2008b), p. 37
 91) 鯖田豊則 (2008b), p. 37
 92) その際には、受益者会計あるいは委託者会計の以下の論点を網羅したものを作成すべきであろう (鯖田豊則 (2008b), p. 36)。
 ①信託設定時において、どのような科目表示とすべきか、損益を認識すべきか
 ②信託受益権売却時においては、消滅の認識や売却の要否の判断をどのようにすべきか
 ③他者から信託受益権を購入した場合には、どのような科目表示とすべきか
 ④期末時の処理として、どのような評価をすべきか、評価差額を損益として認識すべきか、連結上の取扱い (子会社、関連会社) をどうするのか、信託財産を直接保有する場合と同様の処理とすべきか (総額法・純額法の選択)
 ⑤信託終了時においては、受け入れた信託財産の取得価額をどうすべきか
 93) 秋葉賢一教授は、信託を利用した流動化スキームにおいては通常、信託受益権を優先劣後に分割するような複層化が行われているた

め、この場合には当該受益権と信託財産とは直接的な対応関係にある訳ではないことから、結果、信託財産と受益者の関係は希薄となり、受益者が信託財産を直接保有する場合と同様の処理を行うことが困難となる、と述べられている。

したがって、信託財産に関する損益の認識と分配の側面から考えると、今後は、信託を「会社に準ずる事業体」として独立した会計主体と捉え、適切な受託者会計による損益をすべて受益者に配分し、受益者がこれを受け入れ処理する方法が考えられる、とされている。

そして、損益が受益者に帰属するものと扱

われていること、すなわち、信託財産の管理・処分により生じる損益が受益者に帰属するよう配分され、かつ、人為的（意図的に）帰属する損益を操作するような課税上の弊害がないのであれば、税法上の所得に関する実質所得者課税の原則との整合性も図れる、と秋葉賢一教授は結論付けられており、当該処理についても一考する価値があるものと思われる（もちろん、信託を会計主体として考える場合には、信託の移転に対する課税関係や信託そのものの課税関係を議論する必要がある）。（秋葉賢一（1998）、p.201～205）

参考文献

- 浅井哲史（2014）「平成25年12月25日『実務対応報告』公表 徹底解説『日本版ESOP』第1章 導入状況等を整理 日本版ESOPの活用の現状」旬刊経理情報 通巻No.1372, 2014年
- 秋葉賢一（1998）「信託を利用した流動化スキームと会計問題」金融研究 第17巻第4号, 1998年
- 石川鉄郎（2013）『財務会計論〔三訂版〕』税務経理協会, 2013年
- 伊藤 眞・荻原正佳編著（2009）『改訂8版 金融商品会計の完全解説』財経詳報社, 2009年
- 伊藤 眞（2013）『公正価値測定とオフバランス化』中央経済社, 2013年
- 大久保拓也（2007）「第1編 信託の法務 第1章 信託の設定、運営と終了第4節 信託の変更と終了、清算」根田正樹・矢内一好・天野佳洋編『信託の法務・税務・会計』学陽書房, 2007年
- 金融庁（2005）『「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧（証券化）」、金融庁, 2005年
- 小宮山賢（2015）『金融商品会計の基礎』税務経理協会, 2015年
- 根田正樹・矢内一好・天野佳洋（2007）「はじめに」根田正樹・矢内一好・天野佳洋編『信託の法務・税務・会計』学陽書房, 2007年
- 根田正樹（2007）「序章 第1節 信託の意義と歴史」根田正樹・矢内一好・天野佳洋編『信託の法務・税務・会計』学陽書房, 2007年
- 齋藤真哉（2011）「第2部 討議資料の解説 第3章 財務諸表の構成要素」齋藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（第2版）』中央経済社, 2011年
- 鯖田豊則（2007a）『信託の会計と税務』税務経理協会, 2007年
- 鯖田豊則（2007b）「第2編 信託の税務と会計 第2章 信託の会計」根田正樹・矢内一好・天野佳洋編『信託の法務・税務・会計』学陽書房, 2007年
- 鯖田豊則（2007c）「信託スキームをめぐる会計・税務上の論点」企業会計 Vol.59 No.10, 2007年
- 鯖田豊則（2008a）「第六章 信託法改正に伴う税務・会計規定の整備」吉野直行編著『慶應義塾大学経済学部 現代金融論講座2 信託・証券化ファイナンス』慶應義塾大学出版会, 2008年
- 鯖田豊則（2008b）「信託会計の再検討」東京国際大学論叢 商学部編 第77号, 2008年
- 人事実務編集部インタビュー（2014）「三菱UFJ信託銀行証券代行部ストックソリューション室奈良真明氏、岡田雄一氏に聞く 知っておきたい日本版ESOP」人事実務 No.1135, 2014年
- 高橋 研（2007）『信託の会計・税務ケーススタディ』中央経済社, 2007年
- 高橋正彦（2009）『増補新版 証券化の法と経済学』NTT出版, 2009年
- 多賀谷充（1999）「第2章 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識」大塚宗春編著『逐条解説 金融商品会計基準』中央経済社, 1999年
- 二上季代司（2011）「序章 有価証券とは何か——本書の対象と構成——」二上季代司・代田純編『証券市場論』有斐閣, 2011年
- 橋上 徹（2007）「第16章 信託会計」新井 誠編『新信託法の基礎と運用』日本評論社,

- 2007年
- 葉玉匡美・生瀬雅志 (2010) 「ESOP信託の諸論点 (2) 従業員持株ESOP信託の法務上の問題点」 旬刊商事法務 No. 1915, 2010年
- 濱田 桂 (2007) 「第2章 信託の税務と会計 第2節 信託の会計」 平川忠雄編『新しい信託の活用と税務・会計』ぎょうせい, 2007年
- 早川和宏 (2014) 「重要論点まるわかり! 3月決算総特集 IV 今期から早期適用できる 日本版ESOPの会計処理と開示のポイント」 旬刊経理情報 通巻No. 1375, 2014年
- 藤田啓司 (2004) 「オフバランス金融と会計規制の論理」 立命館経営学 第42巻第5号, 2004年
- 松澤大和 (2014) 「平成25年12月25日『実務対応報告』公表 徹底解説『日本版ESOP』第4章 総額法の適用, 自己株式処分差損益の認識時点…etc. 日本版ESOPの会計上の実務ポイント」 旬刊経理情報 通巻No. 1372, 2014年
- 宮田慶一 (2004) 「金融資産の譲渡の会計処理: 留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に」 金融研究 第23巻第2号, 2004年
- 弥永真生 (2010) 「ESOP信託の諸論点 (3) 従業員持株ESOP信託の会計上の理論的考察」 旬刊商事法務 No. 1917, 2010年
- 弥永真生 (2011) 「事業信託と会計」 『事業信託の展望』 トラスト60研究叢書, 2011年
- 山田誠一郎・手塚 誠 (2014) 「平成25年12月25日『実務対応報告』公表 徹底解説『日本版ESOP』第6章 各取引段階における取扱いに注意 日本版ESOPの税務上の実務ポイント」 旬刊経理情報 通巻No. 1372, 2014年
- 吉田康英 (2003) 『金融商品会計論——キャッシュフローとリスクの会計——』 税務経理協会, 2003年
- 米山正樹 (2009) 「補章5 オフバランス化の要件」 斎藤静樹編著『財務会計 (第6版)』 有斐閣, 2009年
- ロアン・コーマン (2005) 「証券化における回収サービス業務と時価評価——日米英および国際会計基準における取扱いの比較——」 会計 第168巻第3号, 2005年
- 渡部 潔 (2009) 『日本版ESOP入門 スキーム別解説と潜在的リスク分析』 中央経済社, 2009年